

高松市・塩江町合併協議会会議録
第 1 3 回 会 議

平成 1 6 年 1 0 月 2 0 日 (水)

高松市・塩江町合併協議会

高松市・塩江町合併協議会会議録

第13回会議

1 日時

平成16年10月20日(水)午前9時30分開会・午前10時9分閉会

2 場所

高松市役所 13階 大会議室

3 出席委員 22人

会長	増田昌三	委員	森谷芳子
副会長	中井弘	委員	桧山浩治
委員	井竿辰夫	委員	藤澤久文
委員	川田史郎	委員	佐藤好邦
委員	谷本繁男	委員	尾形洋一
委員	黒川恵	委員	河田澄
委員	大橋光政	委員	野田法子
委員	中條勲	委員	川田秀夫
委員	梶村傳	委員	蓮井正明
委員	大浦澄子	委員	植田満江
委員	三笠輝彦	委員	大林正孝

4 欠席委員 1人

委員	中村靖
----	-----

5 出席幹事 7人

幹事長	井竿辰夫(委員兼務)	幹事	横田淳一
副幹事長	川田史郎(委員兼務)	幹事	黒川裕文
幹事	中村榮治	幹事	尾形進
幹事	熊野實		

6 幹事会部会委員 36人

総務部会長 熊野 實 (幹事兼務)	都市開発部会長 中西 圀 弘
総務部会委員 小山 正 伸	都市開発部会委員 塩 田 章
総務部会委員 伊 藤 憲 二	都市開発部会委員 横 田 幸 三
総務部会委員 企画財政部会委員 市民部会委員 尾 形 進 (幹事兼務)	都市開発部会委員 宮 武 茂 基
都市開発部会委員 土木部会委員 企画財政部会長 横 田 淳 一 (幹事兼務)	土木部会長 久 米 憲 司
企画財政部会委員 井 上 哲	土木部会委員 稻 垣 基 通
企画財政部会委員 岸 本 泰 三	土木部会委員 平 尾 洋 二
企画財政部会委員 森 覚	教育部会長 塩 津 政 春
企画財政部会委員 白 井 文 夫	教育部会委員 藤 田 容 三
企画財政部会委員 産業部会委員 熊 野 善 博	教育部会委員 熊 野 正 樹
都市開発部会委員 土木部会委員 市民部会長 氏 部 隆	教育部会委員 安 田 和 文
市民部会委員 久 利 泰 夫	教育部会委員 山 下 晴 久
健康福祉部会長 岡 内 須美子	教育部会委員 岩 部 一 夫
健康福祉部会委員 西 川 典 生	農業委員会部会長 溝 淵 收
産業部会長 田 阪 雅 美	農業委員会部会委員 太 田 秀 人
産業部会委員 池 尻 育 民	議会部会長 金 子 史 朗
産業部会委員 穴 吹 学	議会部会委員 宮 本 弘
産業部会委員 都市開発部会委員 赤 松 利 幸	議会部会委員 川 原 讓 二
農業委員会部会委員	

7 事務局

事務局長	林	昇	総務班 兼調整班	森	田	大	介								
事務局次長	加	藤	昭	彦	調	整	班	長	清	谷	文	孝			
事務局次長 (計画班長事務取扱)	福	井	隆	隆	調	整	班	兼	計	画	班	松	本	修	治
総務班長	和	泉	隆	治	調	整	班	兼	計	画	班	林	田	競	一
総務班 兼調整班	安	西	正	門											

会 議 次 第

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

(1) 協議事項

- 協議第40号 建設計画（協定項目第25号）について
（第11回会議提案：継続協議）
- 協議第41号 合併の期日（協定項目第2号）について
（第12回会議提案：継続協議）
- 協議第42号 商工・観光関係事業（協定項目第24-14号）について
（第12回会議提案：継続協議）
- 協議第43号 建設関係事業（協定項目第24-16号）について
（第12回会議提案：継続協議）
- 協議第44号 その他の事業（過疎地域の指定及び計画）（協定項目第24-24号）について（第12回会議提案：継続協議）
- 協議第45号 その他の事業（情報公開制度）（協定項目第24-24号）について（第12回会議提案：継続協議）
- 協議第46号 その他の事業（外部監査制度）（協定項目第24-24号）について（第12回会議提案：継続協議）
- 協議第47号 その他の事業（ケーブルテレビ事業）（協定項目第24-24号）について（第12回会議提案：継続協議）
- 協議第48号 その他の事業（水問題対策）（協定項目第24-24号）について（第12回会議提案：継続協議）
- 協議第49号 その他の事業（塩江町老人福祉センター）（協定項目第24-24号）について（第12回会議提案：継続協議）
- 協議第50号 その他の事業（各種スポーツイベント事業）（協定項目第24-24号）について（第12回会議提案：継続協議）

協議第 5 1 号 その他の事業（農業経営者協会）（協定項目第 2 4 - 2 4 号）について（第 1 2 回会議提案：継続協議）

協議第 5 2 号 地域審議会の取扱い（協定項目第 6 号）について

協議第 5 3 号 議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第 7 号）について

協議第 5 4 号 その他の事業（契約制度）（協定項目第 2 4 - 2 4 号）について

協議第 5 5 号 その他の事業（集会所等設置補助事業）（協定項目第 2 4 - 2 4 号）について

協議第 5 6 号 その他の事業（青少年健全育成事業）（協定項目第 2 4 - 2 4 号）について

4 その他

(1) 住民説明会について

(2) 高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について

5 閉会

午前 9時30分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） おはようございます。お待たせをいたしました。予定の時刻が参りましたので、ただいまから高松市・塩江町合併協議会第13回会議を開会させていただきます。

本日は、台風が接近中ということで、何かと御多用の中を御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、会議に入らせていただきます。

会議次第2 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の2会議録署名委員の指名でございますが、本協議会会議規程に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議の会議録署名委員には、桧山浩治委員さんと佐藤好邦委員さんのお二人を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

会議次第3 議事

議長（増田会長） それでは、会議次第の3議事に入ります。

会議次第3 (1) 協議事項

議長（増田会長） まず、協議第40号建設計画（協定項目第25号）についてを議題といたします。

なお、協議第40号につきましては、現在、調整中の合併協定項目がございますことから、その調整結果をみきわめた上で、次回、第14回会議以降において意思集約を図ることといたします。

それでは、提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（福井） それでは、協議第40号建設計画について御説明いたします。

建設計画につきましては、第11回会議に財政計画を除く計画案を提案し、第12回会議で財政計画を追加し、現在、継続協議となっております。

本日は、前回資料から字句等の統一、修正などを行い、整理した内容で、改めて皆様にお配りしております。

以上、簡単ではございますが、建設計画についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第40号について、御質問、御意見

等ございましたら、御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでしたら、協議第40号につきましては、次回、第14回会議において改めて質疑、協議等を行うことといたします。

次に、協議第41号合併の期日（協定項目第2号）についてを議題といたします。

なお、協議第41号については、前回の第12回会議で提案及び説明を行い、継続協議の取り扱いとなっておりますのでございます。

提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の2ページをお開き願います。

協議第41号合併の期日についてでございます。

提案内容は、中ほどの枠囲みの中にございますように、「合併の期日は、平成17年9月26日とする。」というものでございます。

なお、具体的な内容等につきましては、前回会議で御説明いたしておりますので、本日は説明を省略いたします。

提案内容は以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第41号について、御質問等がございましたら、御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第41号についてお諮りいたします。

協議第41号につきましては、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議がありませんので、協議第41号については、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第42号商工・観光関係事業（協定項目第24-14号）についてを議題といたします。

なお、協議第42号については、これまでの会議での委員の御意見等を踏まえ、幹事会部会及び幹事会で協議・調整を行い、修正案が提出されております。

それでは、提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の3ページをごらんいただきたいと存じま

す。

協議第42号商工・観光関係事業でございます。

この協議第42号につきましては、前回の第12回会議で提案し、会議規程の定めによりまして継続協議の取り扱いとなっているものでございますが、前回の提案内容のうち、塩江町商工会に対する補助につきましては、3ページの枠囲みで記載しております上側の部分、前回提案分と書いておりますが、その上から2行目、3行目に記載しておりますように、「塩江町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。」というのが当初の提案でございました。

しかしながら、商工会に対する支援のあり方については、塩江町における商工会の果たす役割など、現状を踏まえ、合併後の商工会の運営に支障を来さないよう、配慮を求める意見、要望が、これまでの会議でも、委員の方から出されてきたところでございます。また、香川県におきましても、商工会への支援制度の見直しを検討しているところでございます。

このような状況も踏まえまして、再度、幹事会部会及び幹事会において協議・調整を行ってまいりましたが、本日、修正案を提出させていただいたところでございます。

それではまず、具体的な内容について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、この後についております附属資料の2ページをごらんいただきたいと存じます。

附属資料2ページ、中小企業指導団体等育成でございます。

この2ページの右側の中ほどにございます対応策をアンダーライン、下線を引いておりますが、そのように修正をするものでございます。右側の中ほどにございます対応策の欄の下線の部分でございます。

中点の二つ目の項目でございますが、読み上げます。「塩江町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとする。なお、合併後において、県の補助制度の動向や商工会の統合状況などを総合的に勘案する中で、適切な検討を行うものとする。」というものでございます。

また、調整案につきましても、その下に書いておりますように、ただし書き以降でございますが、「ただし、塩江町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとする。」と修正をするものでございます。

恐れ入りますが、先ほどの会議資料の3ページをごらんいただきたいと存じます。

会議資料3ページでございます。

会議資料3ページのうちの枠囲みの中にございます提案内容のうち、下側の今回修正案でございます。その今回修正案の2行目にございますように、修正案といたしましては、「塩江町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとする。」と修正案を提出するものでございます。

なお、商工会補助関係以外の合併協定項目の具体的な調整内容につきましては、前回会議で御説明いたしましたとおりでございますので、本日は説明を省略いたします。

協議第42号の修正案の内容は、以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第42号について、御質問、御意見等がございましたら、御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようございましたら、協議第42号についてお諮りいたします。

協議第42号について、修正案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ありませんので、協議第42号については、修正案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第43号建設関係事業（協定項目第24-16号）についてから協議第47号その他の事業（ケーブルテレビ事業）（協定項目第24-24号）についてまでを一括議題といたします。

なお、協議第43号から協議第47号までの5件については、前回の第12回会議で提案及び説明を行い、継続協議の取り扱いとなっておりますのでございます。

改めて提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料6ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、協議第43号建設関係事業についてでございます。

提案内容は、ページ中ほどにございますように、「建設関係事業については、高松市の制度に統一する。塩江町が認定している町道については、高松市の市道として引き継ぐものとする。塩江町道路愛護会への補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。急傾斜地崩壊対策事業に係る塩江町地域の採択基

準及び事業費負担区分については、現行のとおりとする。水防に係る塩江町住民への周知方法については、現行のとおりとする。塩江町の町営住宅については、高松市の市営住宅として引き継ぐものとし、住宅使用料については、現家賃との差が生じないように調整するものとする。」というものでございます。

続きまして、9ページをお開き願います。

9ページは、協議第44号その他の事業（過疎地域の指定及び計画）でございます。

提案内容は、中ほどにございますように、「過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項の規定（市町村の合併があった場合の特例）に基づき、塩江町過疎地域自立促進計画を引き継ぐものとする。」というものでございます。

続きまして、右側の10ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第45号その他の事業（情報公開制度）についてでございます。

提案内容は、中ほどにございますように、「情報公開制度については、高松市の制度に統一する。」というものでございます。

次に、11ページをお開き願いたいと存じます。

協議第46号その他の事業（外部監査制度）についてでございます。

提案内容は、中ほどにございますように、「外部監査制度については、高松市の制度を適用する。」というものでございます。

続きまして、右側の12ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第47号その他の事業（ケーブルテレビ事業）についてでございます。

提案内容は、中ほどにございますように、「塩江町のケーブルテレビ事業については、高松市に引き継ぐものとする。」というものでございます。

なお、各合併協定項目の具体的な調整内容につきましては、前回会議で御説明いたしましたので、本日は省略をいたします。

説明については以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第43号から協議第47号までの5件について、御質問、御意見等ございましたら、御発言を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、協議第43号から協議第47号までの5件について、一括お諮りいたします。

協議第43号から協議第47号についての5件、いずれも原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議がありませんので、協議第43号から協議第47号につきましては、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第48号その他の事業（水問題対策）（協定項目第24-24号）についてから協議第51号その他の事業（農業経営者協会）（協定項目第24-24号）についてまでを一括議題といたします。

なお、協議第48号から協議第51号までの4件についても、前回、第12回会議で提案及び説明を行い、継続協議の取り扱いとなっておるものでございます。

改めて事務局から説明をいたします。

事務局次長（加藤） それでは、資料13ページをお開き願います。

会議資料13ページでございます。

まず、協議第48号その他の事業（水問題対策）についてでございます。

提案内容は、中ほどにございますように、「水問題対策については、高松市の制度を適用する。」というものでございます。

続きまして、14ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第49号その他の事業（塩江町老人福祉センター）についてでございます。

提案内容は、中ほどにございますように、「塩江町老人福祉センターについては、高松市の老人福祉センターとして引き継ぐものとし、管理運営形態については、現行のとおりとする。」というものでございます。

続きまして、次の15ページをお開き願います。

協議第50号その他の事業（各種スポーツイベント事業）についてでございます。

提案内容は、ページ中ほどにございますように、「各種スポーツイベント事業については、高松市の制度に統一する。ただし、東四国オープンゲートボール大会については、現行のとおり継続するものとする。」というものでございます。

続きまして、16ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第51号その他の事業（農業経営者協会）についてでございます。

提案内容は、中ほどにございますように、「塩江町農業経営者協会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、実施するものとする。」というものでござ

ざいます。

なお、それぞれの合併協定項目の具体的な調整内容につきましては、前回会議で御説明いたしておりますので、本日は説明を省略させていただきます。

提案内容の説明は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第48号から協議第51号までの4件について、御質問、御意見等がございましたら、御発言を願います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第48号から協議第51号までの4件について、一括お諮りいたします。

協議第48号から協議第51号につきましては、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、協議第48号から協議第51号につきましては、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第52号地域審議会の取扱い（協定項目第6号）についてを議題といたします。

なお、これよりの協議第52号から協議第56号までの5件については、本協議会会議規程に基づき、原則として、本日の会議では提案及び説明等を行い、次回、第14回会議において改めて質疑、協議等を行った上で、意思集約を図ることといたします。

それでは、まず、協議第52号について事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料17ページをごらんいただきたいと思います。存じます。

協議第52号地域審議会の取扱いについてでございます。

提案内容でございますが、ページ中ほどの枠の中にございますように、「市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、塩江町地域に地域審議会を設置する。なお、地域審議会の設置に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。」というものでございます。

以上が提案内容でございますが、地域審議会を設置するとともに、次の協議事項で提案いたしております、議員の定数及び任期につきまして、合併特例法に認められております

特例措置を活用し、複合的な仕組みを整備することによりまして、合併後における塩江町地域のまちづくりなどに関し、地域住民の意見が直接、間接に施策に反映できる仕組みを整備しようとするものでございます。

次の18ページをごらんいただきたいと存じます。

別紙といたしまして、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項及び第2項の規定に基づく高松市塩江地区地域審議会の設置並びにその組織及び運営に関する協議を掲載いたしております。

この別紙につきましては、合併協定書におきましても、先ほどの提案内容とともに掲載されるものでございます。

それでは、この協議につきまして、その要点を説明させていただきます。

まず、第1条でございますが、設置について述べておりまして、合併特例法の規定に基づき、合併前の塩江町の区域に、地域審議会を置く旨が記載をされております。

次に、第2条の設置期間でございますが、建設計画の期間、おおむね10年間ということで、平成17年9月26日から平成28年3月31日までといたしております。

次に、第3条は所掌事務について定めておりまして、地域審議会は、設置区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申し、又は意見を述べるものとされております。

まず、1点目といたしまして、高松市と塩江町の合併に関する建設計画の執行状況に関すること。2点目といたしまして、高松市と塩江町の合併に関する建設計画の変更に関すること。3点目といたしまして、塩江町地域のまちづくりに関すること。4点目といたしましては、前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項といたしております。

次に、第4条は組織でございますが、まず第1項で、地域審議会は、委員15人以内で組織することといたしております。また、第2項で、委員は、設置区域内に住所を有し、選挙権を有する者で、学識経験を有する者及び公募により選任された者のうちから、市長が委嘱することといたしております。

次に、第5条でございます。第5条は委員の任期及び失職でございますが、委員の任期は、2年とすることといたしております。また、第3項におきまして、委員が設置区域に住所を有しなくなったときは、委員を辞したものとするといたしております。

次に、第6条の会長・副会長につきましては、委員の互選により選任をすることといたしております。

続きまして、19ページの第7条、会議でございます。

まず、第1項で会議は毎年度2回開催するものとし、会長が招集をすること、第2項では委員総数の3分の1以上の委員から、会議開催の請求があったときは、会長はこれを招集しなければならないことを規定いたしております。

次に、第8条の庶務でございますが、地域審議会の庶務につきましては、事務局において処理し、この事務局は設置区域内の事務所に置くことといたしております。

次に、第9条で、この協議に定めるもののほか、地域審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定めることといたしております。

なお、附則といたしまして、この協議は、両市町の合併の日、平成17年9月26日から施行することといたしております。

続きまして、20ページをごらんいただきたいと存じます。

20ページには、平成11年4月1日以降に編入合併をいたしました先進地域10市の事例を記載しております、10市のうちで、地域審議会の取扱いについて協議された市は4市ございますが、資料には、そのうちの3市の事例を記載いたしております。

資料でございますように、大船渡市と新居浜市の2市は、地域審議会を設置いたしますが、つくば市では、協議の結果、設置しないということといたしております。

続きまして、21ページをお開き願いたいと存じます。

21ページには、現在、合併協議が進められております中核市の事例を記載しておりますが、資料には秋田市など5市の事例を記載しております、いずれの市におきましても、今回、提案いたしました内容と、ほぼ同じ内容となっているものでございます。

以上で地域審議会の取扱いについての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第52号について、御質問等ございましたら、御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第52号につきましては、次回会議で改めて質疑、協議等を行い、意思集約を図ることとさせていただきます。

次に、協議第53号議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第7号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料 2 2 ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第 5 3 号議会の議員の定数及び任期の取扱いについてでございます。

提案内容でございますが、ページ中ほどにございますように、「市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年法律第 6 号）第 6 条第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第 6 項の規定に基づき、高松市議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙による議員の任期に相当する期間、塩江町の区域により選挙区を設ける。」というものでございます。

以上が提案内容でございますが、合併特例法における、いわゆる定数特例を、編入合併の場合の最大限 2 回適用しようとするものでございます。

それでは、次の 2 3 ページをお開き願いたいと存じます。

この議会の議員の定数及び任期の取扱いでございますが、編入合併の場合、この取り扱いにつきましては、図で示しておりますように、五つのパターンが考えられるところでございます。

まず、パターン 1 は、地方自治法による原則でございます。

次に、パターン 2 の定数特例でございますが、これは、編入される町に選挙区を設け、人口に応じた定数を増加配分できる制度で、増員選挙を行うこととなります。この場合、議員の任期は、編入する高松市の議員の残任期間となるものでございます。

次に、パターン 3 は、ただいまの定数特例を、合併後に行われる一般選挙まで、合わせて 2 回適用するというものでございます。

次に、パターン 4 、在任特例でございますが、これは、編入される町の議員全員が高松市の議員として在任するものでございまして、在任期間は、定数特例と同様に、高松市の議員の残任期間となるものでございます。

また、パターン 5 のように、この在任特例に加えまして、定数特例を採用して、次の一般選挙で選挙区を設定することもできます。

今回、提案しておりますのは、このうちのパターン 4 でございまして、合併特例法における定数特例について、編入合併の場合の最大限 2 回活用するものでございまして、塩江町に定数 1 人の選挙区を設けるというものでございます。

続きまして、2 4 ページをごらんいただきたいと存じます。

2 4 ページには、先進事例ということで、平成 1 1 年 4 月 1 日以降に編入合併いたしま

した10市のうち、5市の事例を記載いたしております。それぞれの市の名前の後には、先ほど説明いたしました特例のうち、どのパターンの特例を適用したかを括弧書きで記載をいたしております。

また、次の25ページでございますが、同じような形で、中核市の事例を記載いたしております。それぞれの市の名前の後には、どのパターンの特例を適用したかということ括弧書きで記載をいたしております。

以上、簡単でございますが、協議第53号議会の議員の定数及び任期の取扱いについての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第53号について、御質問等ございましたら、御発言を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようございましたら、協議第53号につきましても、次回、第14回会議で改めて意思集約を図ることとさせていただきます。

次に、協議第54号その他の事業（契約制度）（協定項目第24 - 24号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第54号その他の事業（契約制度）について御説明を申し上げます。

まず、調整内容につきまして、附属資料により御説明をさせていただきたいと存じます。

恐れ入りますが、附属資料の方の53ページをごらんいただきたいと存じます。

附属資料の53ページでございます。

まず、物品等に係る入札・契約制度でございます。

両市町の現況を書いておりますが、現況のうち、まず、1の入札参加資格受付関係でございますが、高松市では有効期間を定めて受け付けておりますが、塩江町では制度がございません。また、2の発注方法等における契約担当課及び3の入札・契約制度の議会の議決案件等に市町間で違いがございます。また、4の審査委員会は、高松市のみ制度でございます。

これらの現況を踏まえた対応策、調整案でございますが、いずれも「高松市の制度に統

一する。」としたところでございます。

続きまして、次の54ページをごらんいただきたいと存じます。

54ページは、建設工事等に係る入札・契約制度でございます。

現況欄にございますとおり、1の入札参加資格受付、2の発注方法等、3の格付等入札・契約制度及び5の工事監督、検査、工事成績の採点につきましては、すべてに市町間で差異がございます。また、4の入札監視委員会につきましては、高松市のみの制度でございます。

以上の現況を踏まえた対応策でございますが、右側の中ほどにございますように、高松市の制度に統一する。合併時において、両市町の名簿に登載されている者は、高松市の名簿登載内容で引き継ぐものとし、塩江町の名簿登載者については、高松市の資格審査基準を適用し、高松市に引き継ぐものとするとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

以上が附属資料の説明でございます。

恐れ入りますが、先ほどの会議資料の26ページをごらんいただきたいと存じます。

会議資料26ページでございます。

ただいま御説明いたしました調整結果を踏まえた提案内容でございますが、26ページ中ほどにございますように、「契約制度については、高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

以上で協議第54号その他の事業（契約制度）についての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第54号について、御質問、御意見等ございましたら、御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでしたら、協議第54号につきましても、次回会議で改めて意思集約を図ることといたします。

次に、協議第55号その他の事業（集会所等設置補助事業）（協定項目第24-24号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第55号その他の事業（集会所等設置補助事業）について御説明いたします。

まず、提案内容を御説明いたします前に、調整内容について先ほどの附属資料で説明をさせていただきたいと存じます。

まず、附属資料の55ページをごらんいただきたいと存じます。

附属資料55ページでございます。

55ページ、集会所等設置補助事業でございます。

高松市では、自治会集会所新築等補助規程によりまして、自治会集会所の新築、増築、改修に対しまして、それぞれ補助対象に限度額を設け、その50%以内を補助いたしておりますが、塩江町では、地域集会所の設置及び管理に関する規則によりまして、その設置につきましては、町の各種の振興計画に計上し、国または県の補助事業の対象となるものに対して、事業費の25%を地元が負担し、町が施工、設置をすることとなっております。

また、維持管理につきましても、高松市は、すべて関係自治会等によるものとなっておりますが、塩江町では、広く町民の利用目的とするものについては、町が直接管理することとされており、その事業の内容に違いがございます。

対応策でございますが、右側の中ほどでございますように、高松市の制度に統一する。なお、国・県等の補助制度のうち、自治会が実施主体となるものについては、今後とも、その活用を促すものとするとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の27ページにお戻り願いたいと存じます。

会議資料27ページでございます。

ただいま説明いたしました調整結果を踏まえた提案内容でございます。

27ページ中ほどでございますように、「集会所等設置補助事業については、高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

以上、簡単でございますが、協議第55号その他の事業（集会所等設置補助事業）についての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第55号について、御質問等がございましたら、御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようございましたら、協議第55号につきましても、次回会議で改めて意思集約をさせていただきます。

次に、協議第56号その他の事業（青少年健全育成事業）（協定項目第24 - 24号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第56号その他の事業（青少年健全育成事業）について御説明申し上げます。

これにつきましても、まず附属資料で説明をさせていただきたいと存じます。

附属資料の56ページをごらんいただきたいと存じます。

附属資料56ページ、青少年健全育成事業でございます。

両市町の現況のうち、まず1の実施主体でございますが、高松市では、高松市が単独で運営しておりますが、塩江町では、塩江町のほか、香川町、香南町の3町で構成する香川南地区少年育成センターにおいて運営がされております。

また、2の事業内容における不登校対策につきましては、適応指導教室の設置場所が異なっており、右側の問題点・課題でございますように、高松市の制度に統一した場合、塩江町の通級の距離が遠くなるといった問題点がございます。

このような問題点・課題を踏まえた調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、塩江町地域における青少年健全育成事業については、合併年度に限り、現行のとおりとする。なお、塩江町地域における不登校対策（適応指導教室事業）については、現行のとおりとする。」としたところでございます。

以上が附属資料の説明でございます。

恐れ入りますが、会議資料にお戻りいただきまして、28ページをごらんいただきたいと存じます。

会議資料28ページでございます。

ただいま御説明いたしました調整結果を踏まえた提案内容でございますが、ページの中ほどにございますように、「青少年健全育成事業については、高松市の制度に統一する。ただし、塩江町地域における青少年健全育成事業については、合併年度に限り、現行のとおりとする。なお、塩江町地域における不登校対策（適応指導教室事業）については、現行のとおりとする。」というものでございます。

以上、簡単でございますが、協議第56号その他の事業（青少年健全育成事業）についての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第56号について、御質問等がござ

いましたら、御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでしたら、協議第56号につきましても、次回会議で改めて意思集約をさせていただきます。

会議次第4 その他（1）住民説明会について

議長（増田会長） 次に、会議次第の4その他でございますが、まず（1）の住民説明会について事務局から説明いたします。

事務局次長（福井） それでは、事務局から説明させていただきます。

会議資料29ページをお開きください。

その他の（1）住民説明会についてでございます。

次の30ページの別紙1住民説明会についてをらんください。

住民説明会は、1目的にございますように、建設計画の案をはじめ、協議会で協議してきた合併協定項目等の内容について、住民に説明するとともに、直接意見を聴取し、建設計画の作成など、今後の合併協議に反映させるために開催したものでございます。

3の開催日等にございますように、9月下旬から10月上旬にかけて、塩江町役場などで計6回開催し、114人の住民の参加をいただきました。

住民説明会での主な質問・意見等につきましては、30ページから32ページにかけて、行政全般、議員・特別職の職員、健康・医療・福祉など、大きく10の分野に区分して整理しております。本日は、時間の関係もございまして説明は省略させていただきますので、後ほどごらんいただければと存じます。

以上で住民説明会についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました件について、御質問等がございましたら、御発言を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第4 その他（2）高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について

議長（増田会長） ないようでしたら、次に（2）の高松市・塩江町合併協議会会議開催予定について、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明申し上げます。

会議資料29ページをごらんいただきたいと存じます。

(2) の会議の開催予定でございます。

次回の第 1 4 回会議につきましては、現在、日程調整中でございます。1 1 月上旬に開催をするということで、現在、日程を調整をいたしております。日程が決まり次第、また委員の皆さんに御連絡をさせていただきたいというふうに考えております。

なお、次回の会議では、まだ、未提出の案件が 1 0 件弱ございますが、すべて提案できるようなことで作業を精力的に進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

議長(増田会長) 以上がその他ということで、事務局からの説明でございました。

この際、何か合併問題全般について御意見がございましたら伺いたいと存じますが、特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) ないようでしたら、以上で本日の会議日程を終了いたします。

皆様方には、長時間にわたり御協議賜り、まことにありがとうございました。

高松市・塩江町合併協議会第 1 3 回会議を閉会させていただきます。

今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

午前 1 0 時 0 9 分 閉会

会議録署名委員

委員 梶山 浩治
委員 佐藤 好邦